

宮崎市保育所等利用調整基準表

■基準となる事項

No	大分類	小分類	適用範囲及び内容	基準点数
1	就 労	(1)被雇用者・雇用主 または自営・農業等の中心者 (労働時間に見合う収入がある) ※自宅が事業用に改装されており、事業用部分と居宅部分が分離されている場合を含む。	月160時間以上働いている	15
			月140時間以上働いている	14
			月120時間以上働いている	13
			月100時間以上働いている	12
			月80時間以上働いている	11
			月60時間以上働いている	10
		(2)自営・農業等の専従者または親族	月160時間以上働いている	13
			月140時間以上働いている	12
			月120時間以上働いている	11
			月100時間以上働いている	10
(3)居宅内労働 (無給の就労は不可)	月80時間以上働いている	9		
	月60時間以上働いている	8		
2	未 就 労	求職中	求職中(誓約書の提出)	5
3	出 産	産前・産後	出産前6週間、出産後8週間	10
4	疾 病 ・ 障がい	疾病・負傷	入院中または、常時病臥している者または医師から概ね1ヵ月以上の加療(安静)が必要と診断された者。または保育が困難と診断された者	15
			疾病・負傷などにより、自宅での保育に支障があるとき	12
		心身障害等	身障手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている	10
5	看護・介護	同居親族の看護・介護(診断書等で確認)	常時看護・介護を必要とする場合	10
6	災 害	災害等家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない場合		15
7	就 学 等	学校教育法に基づく大学等または職業訓練校等に在学する時間をNo.1の小分類(1)の労働に換算 ※就学に加えて就労をしている場合は、就学時間と就労時間を合わせた時間を適用する。 ※No.1の小分類に該当しない場合は、No.2を適用。		-
8	その他	児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		20

■調整となる事項

状 況			調整点数
1	新規申込み		※新規申込みのみ 2
2	転園等	転居・転職等による	2
		乳児園・小規模保育施設卒園	10
		同一認定子ども園内において、1号から2号に変更となる場合	2
3	認可外保育施設卒園		8
4	母子・父子家庭の場合(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明、収監中を含む)	確認できる書類があること	5
5	生活保護世帯の場合		2
6	保護者が単身赴任の場合		3
7	虐待またはDVのおそれがある場合		50
8	障害者世帯(父母等の保護者)の場合	身体障がい1・2級、精神障がい1・2級、知的障がいA I・II	6
		身体障がい3・4級、精神障がい3級、知的障がいB I・II	3
9	兄弟姉妹が申込み保育施設に在園している場合		5
10	入所希望児童が障がい児であり保育施設での保育が可能と判断できる場合		4
11	産休明け、育休明けで復職する場合(新規入所で復帰から6ヶ月までは加点)		※新規申込みのみ 3
12	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する場合		※新規申込みのみ 15
13	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で看護師・准看護師として就労する場合		※新規申込みのみ 15
14	宮崎市内の認可外保育施設等で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する場合		※新規申込みのみ 10
15	宮崎市内の認可外保育施設等で看護師・准看護師として就労する場合		※新規申込みのみ 10
16	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就労する場合		※新規申込みのみ 10
17	宮崎市内の認可保育施設等(※注1)で看護師・准看護師として就労する場合		※新規申込みのみ 10
18	同居または同一住所に60歳未満の保育可能と思われる祖父母がいる場合		-2
19	正当な理由なく保育施設の入所決定を辞退するなど、公正な利用調整に支障をきたすような行為を行った場合 (利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る)		-3
20	きょうだい同時申請の場合		※同一園内での1号→2号の場合を除く 2
21	多胎児が新規申込みをする場合		5
22	多子世帯(中学3年生以下の児童からカウントして第3子以降)		※新規申込みのみ 2
23	その他(児童福祉の観点から市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合)		20

※注1 … 児童発達支援センターや特別支援学校幼児部等の公的施設またはそれに準じる施設を含めるものとする。